

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 . 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい者施策は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者（児）」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、さまざまな制度が整備されてきました。

平成 15 年には、行政が障がい者に必要なサービスの内容を決定する「措置制度」に代わり、障がい者が自らサービスを選択し、事業者との契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。さらに、平成 18 年には障害者自立支援法が施行され、「支援費制度」では対象となっていなかった精神障がい者を含め、すべての障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要なサービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

また、同年には、国連において、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が採択されました。

わが国は、平成 19 年に障害者権利条約に署名し、批准に向けた国内法整備が進められることになりました。平成 23 年には、障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生じるという「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられるとともに、障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）が制定されました。

また、平成 24 年には、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に「難病等<sup>1</sup>により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者」も含むこととされるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が制定されました。

さらに、平成 25 年には、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法の一部改正や、障害者基本法の差別禁止の基本原則を具体化する、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定が行われました。

こうした障がい者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、国では、地域社会における共生や差別の禁止、国際的協調を基本原則として、第 4 次障害者基本計画を策定し、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進が図られているほか、兵庫県では、平成 27 年 3 月に「ひょうご障害者福祉計画」を策定し、自己決定と共生の理念を基礎として、「障がいのある人もない人も、皆が支え合い、住みたい地域や場所で、ともに暮らしていけること」を 2020 年度の目標に障がい者福祉の向上に取り組んでいます。

<sup>1</sup>「難病等」：治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病

本市においても、平成25年に策定した「第5次川西市総合計画」が目指す都市像である「であいふれあい ささえあい 輝きつなぐまち」の実現に向け、平成27年3月に「第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）」を策定し、障がい者施策を総合的、計画的に展開してきました。

しかし、この間の障がい者を取り巻く現状をみると、障がいの多様化や本人及び介護者の高齢化が一層進んでおり、障がい者が自らの望む地域生活を営むための支援の充実が求められているほか、地域生活への移行を進めていくための仕組みづくりや、就労支援、権利擁護、障がい児支援といったさまざまな課題への対応が求められています。

また、第4期障がい福祉計画の期間満了に伴い、平成30年度から32年度までの間の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や必要な見込量を定める必要があるほか、児童福祉法の改正により、新たに、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な見込量を定めることとなりました。

そこで、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、中長期的な視点に立って、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちづくりを継続的に推進していくため、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるべく、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を含む、「川西市障がい者プラン2023（第7次川西市障がい者計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 近年の障がい者施策の動向

年	主な動き
平成18年	<b>障害者自立支援法の施行（4月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体、知的、精神の3障害のサービスを一元化</li> <li>・支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入</li> </ul> <b>国連総会で障害者権利条約を採択（12月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者に関する初の国際条約</li> <li>・人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有</li> <li>・差別の禁止、合理的配慮の提供</li> </ul> <b>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行（12月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進</li> </ul>
平成19年	<b>日本が障害者権利条約に署名（9月）</b>
平成23年	<b>改正障害者基本法の施行（8月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の定義の見直し（医学モデルから社会モデルへ）</li> <li>・地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調</li> </ul>
平成24年	<b>改正障害者自立支援法、改正児童福祉法の施行（4月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい者を障害者自立支援法の対象として明確化</li> <li>・支給決定プロセスの見直し（計画相談支援の必須化）</li> <li>・障がい児支援を児童福祉法に一元化 （児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設）</li> </ul> <b>障害者虐待防止法の施行（10月）</b>
平成25年	<b>障害者総合支援法（改正障害者自立支援法）の一部施行（4月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の範囲に難病等を追加</li> </ul> <b>障害者優先調達推進法の施行（4月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者施設等が供給する物品等の国や地方公共団体による調達を推進</li> </ul>
平成26年	<b>日本が「障害者権利条約」を批准（1月）</b> <b>障害者総合支援法の全面施行（4月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害程度区分を障害支援区分に見直し</li> </ul> <b>改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行（4月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し</li> </ul>
平成28年	<b>障害者差別解消法の施行（4月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供</li> </ul> <b>改正障害者雇用促進法の施行（4月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者に対する差別の禁止、事業主による合理的配慮の提供義務</li> <li>・精神障がい者の雇用義務化（平成30年4月から）</li> </ul> <b>成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（5月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進</li> </ul> <b>改正発達障害者支援法の施行（8月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切れ目のない支援、家族なども含めた支援、地域の支援体制構築</li> </ul>
平成30年	<b>改正障害者総合支援法、改正児童福祉法の施行（4月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、共生型サービスの創設</li> <li>・障害児福祉計画の策定</li> </ul>

## 2 . 本計画が対象とする「障がい者」の考え方について

障害者権利条約が採択される以前の「障がい」のとらえ方は、心身の機能の障がいのみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。しかし、同条約では、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁<sup>2</sup>と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。

この考え方を踏まえ、障害者基本法では、「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定めています。また、「その他の心身の機能の障害」には、難病等に起因する障がいも含まれると解されています。

本計画が対象とする「障がい者」についても、原則として、障害者基本法の定義する「障害者」と同じですが、個々の法律で障がい者の範囲を限定して定義している場合は、その定義に従います。

また、本計画中、「障がい者」という表記は、原則として年齢を問わず、障がいのある人すべてを指します。ただし、18歳未満の障がいのある子どもを特に指す必要がある場合や、障がいのある子どもが含まれていることを明示する必要がある場合は、「障がい児」や「障がい者（児）」という表記を用います。

---

<sup>2</sup> 「社会におけるさまざまな障壁」：障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

## 3 . 計画の位置づけ

### (1) 法令の根拠

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。

#### 市町村障害者計画

市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定するもので、本市の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

##### 障害者基本法（昭和45年法律第84号）

###### 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

#### 市町村障害福祉計画

厚生労働大臣の定める基本指針<sup>3</sup>（以下「基本指針」という。）に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な見込量を定めるものです。

##### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

###### 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### 市町村障害児福祉計画

基本指針に即して、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な見込量について定めるものです。

##### 改正児童福祉法（昭和22年法律第164号） 平成30年4月1日施行

###### 第33条の20第1項

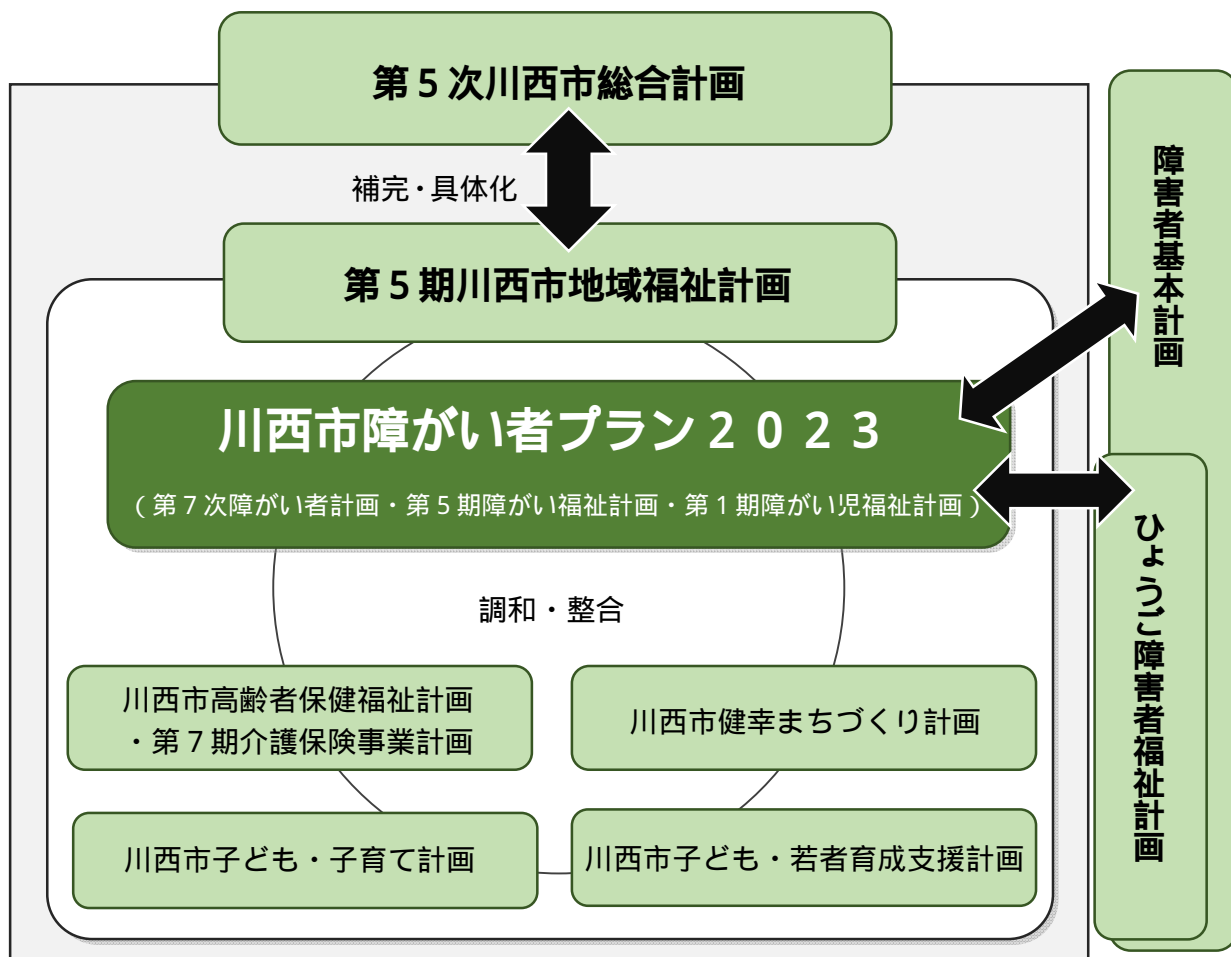
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

<sup>3</sup> 「厚生労働大臣の定める基本指針」：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

## (2) 関連する計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画」及び兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」を基本とするとともに、上位計画である「第5次川西市総合計画」を補完、具体化する「第5期川西市地域福祉計画」の障がい者福祉に関する分野別計画に位置づけられるものです。

また、各分野別計画である「川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」、「川西市健幸まちづくり計画」、「川西市子ども・子育て計画」及び「川西市子ども・若者育成支援計画」との調和、整合を図りながら、今後、達成すべき障がい者施策の目標と具体的な方策を明らかにしています。本計画で示す内容は、障がいのある人をはじめ、市民、障がい者団体や障害福祉サービス等事業者、企業等及び市が取り組むべき障がい者福祉分野の基本的な指針となるものです。



## 4 . 計画の期間

本市では、平成18年の障害者自立支援法の施行以来、3年を1期として定めることとされている市町村障害福祉計画の期間に合わせ、3年ごとに市町村障害者計画と市町村障害福祉計画を一体的に策定してきました。

しかし、国の定める「市町村障害者計画策定指針」では、市町村障害者計画は、中長期のものとして策定することが適当とされているほか、兵庫県においても、都道府県障害者計画に該当する「ひょうご障害者福祉計画」は6年間を計画期間としていることなどを踏まえ、今回の計画から、計画の期間を3年間から6年間（平成30年度～35年度）に改めることとします。

なお、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として定めることとされているため、これらの計画に相当する部分（第5章及び第6章）は、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の改定を行う平成32年度に、本計画全体の総合的な中間評価を行うこととします。

27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)
第6次障がい者福祉計画			川西市障がい者プラン2023（第7次障がい者計画）					
第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
			第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		